

条例制定に当たっての基本的考え方に対する意見について

○障がい者福祉専門分科会委員からのご意見（第1回障がい者福祉専門分科会及びFAX等による）

| No. | ご意見 | 市の考え方と条例骨子案への対応 | 条例骨子案の該当箇所 |
|-----|--|---|--|
| 1 | 「全ての子どもの育ちを保障する」等、 <u>子どもに対する権利擁護の文言</u> もあればと思った。 | 子どもの権利も包含した形で、「年齢や性別にかかわらず」という文言を記載しました。 | 第1章 総則 2 基本理念 |
| 2 | 計画相談に関して、施設のほか、学校、放課後デイサービスにおいても個別の支援計画を作るが、それぞれで作った計画が、一連の動きとなるよう、相談支援専門員の役割を果たしてほしい。 <u>学校、学校を卒業してからの就労場面、生活場面、全部つながるよう</u> 、支援計画の段階で一本の道筋をしっかりと作っていただきたい。 | 障がいの特性と成長段階に応じた配慮が一貫してなされていく必要があることから、「切れ目のない支援」という文言を記載しました。 | |
| 3 | <u>障がいのある人が暮らしにくいのは、障がいのある人自身の責任ではなく、暮らしにくさを改善する責任は社会にある。社会に責任があるということは、障がい者の一番近くにある自治体、青森市に責任がある。障がいのある人もない人も暮らしやすい社会にしてください。</u> | 責任の所在を明確にする必要があることから、市の責務を記載しました。 | 第1章 総則 4 市の責務 |
| 4 | 差別には、間接差別と直接差別があり、これをしっかり理解していないと、遠まわしにいろんな差別となっている事例がたくさんある。間接差別と直接差別を含め「差別」について正しく理解するということを取り入れてはどうか。 | 障がいのある人の権利を擁護するため、「差別には、直接的な差別だけではなく、間接的に差別に繋がる場合があることを理解する」という文言を記載しました。 | 第2章 障がいのある人の権利擁護 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止 |
| 5 | 発達障がいの方は、 <u>様々な面でその特性が生活の支障になっていることが少なくない。</u> | 合理的配慮がなされるべき個別の場面を具体的に記載しました。 | |
| 6 | 聴覚障がい児への教育には手話での教科指導が必要である。 | 合理的配慮がなされる場として、「教育を行う場合」という文言を記載しました。 | |
| 7 | 教育は、義務教育から社会教育に至るまで大切な分野です。必ず入れ込んでください。 | | |
| 8 | <u>意思疎通のための内容を盛り込んでいただきたい。</u> 総合的な条例とした場合、手話言語条例の中身も、言葉としてきちんと含めてほしい。 | 取組として、「情報の取得、意思疎通に対する支援」を記載しました。 | 第3章 地域における共生社会に向けた取組 第1節 情報の取得、意思疎通に対する支援 |
| 9 | 青森市が制定する条例は、包括的な条例を目指しているということだが、 <u>聴覚障がい者も納得できるような説明、明示が必要だ</u> と感じた。 | | |
| 10 | 第3章の自立と社会参加には、障がい者の家族の期待というものが盛り込まれていない。もっと行政が後押しして、 <u>障がいがあっても一般就労できる道ができるという期待が持てる文言</u> をもっと入れてほしい。 | 取組として、「就労及び雇用等への支援」を記載しました。 | 第3章 地域における共生社会に向けた取組 第2節 自立と社会参加 |
| 11 | <u>障がいのある人が、経済活動に参加する機会を与えられる</u> ということを明確に記載していく必要があるのではないか。 | | |

条例制定に当たっての基本的考え方に対する意見について

| No. | ご意見 | 市の考え方と条例骨子案への対応 | 条例骨子案の該当箇所 |
|-----|--|--|-------------------------------------|
| 12 | 雪道の歩行が困難な視覚障がい者、車いす使用の肢体不自由者が、 <u>冬期間でも外出できる対策</u> などを入れてほしい。 | 日常生活や社会生活を送るためには、移動手段を確保する必要があることから、「移動手段の確保の必要性」を記載しました。 | 第3章 地域における共生社会に向けた取組 第2節 自立と社会参加 |
| 13 | 子どもが自閉症で本心を聞けない、言わない。親からの意見しか言えないため、子どもの意見は何かといつも考えている。障がい者を差別していません。 <u>どのように接したらよいか</u> がわからないだけです。健常者は不安なのです。 | 障がいのある人への理解は、充分浸透している状況とは言えないことから、「障がいに対する市民の理解促進」を記載しました。 | 第4章 障がいに対する市民の理解促進 |
| 14 | <u>目に見えない障がい</u> （脳機能の違いによる） <u>のため誤解を受ける</u> ことも多い。また、 <u>障がいに対する無理解から不利益を被る</u> こともある。 | | |
| 15 | 聴覚障がい者の情報・コミュニケーションの保障に関しては、言葉の違いから意思疎通面で様々な障壁があるため、「包括的な条例」では不十分。「手話言語の権利に関する条例」などの別の条例制定が必要ではないかとの意見が、聴覚障がい以外の障がい者団体代表からあった。 | 手話言語条例と遜色がない条例となるよう条文を検討し、障がい者の権利に関する総合的な条例を目指してまいります。 | |
| 16 | 障がいがあっても「話す・聞く」ことができる場合は、そもそも「話す・聞く」権利を持っている。その前提で「障がい者の権利に関する条例」の審議が進んでいる。身体障がい者として一括りにされた聴覚障がい者は、聴覚に障がいがあるだけでなく、音声言語社会においてコミュニケーション方法に厚い壁がある。聴覚障がい者の言語である「手話」が十分に認知、理解される社会になってから、このような全障がいを総合的に整理した権利に関する条例ができるのはよしとするが、そこまで理解されていない状況下で、他の障がいと混合の条例になると、ろうあ者の存在とその対応策が埋没してしまうおそれがある。 | | |
| 17 | 青森市ろうあ協会は、関係団体の協力を得て、あくまでも「手話」を言語として認知し、広く市民にご理解を求める「青森市手話言語条例（仮称）」の制定を要望しつつける。 | | |
| 18 | 豪雪地帯である青森の特性にあった内容を盛り込むのか。 | 冬期間に必要となる配慮について、条文を検討し、青森ならではの条例を目指してまいります。 | |
| 19 | 会議中話題になった山形のような「雪国に合った条例」というのは、大雪の青森市にとっては必要なことだと思う。参考になる地域モデルについて調べていただき、そして、青森ならではの条例の制定となることを望む。 | | |